最終更新日：2015年4月30日
多木化学株式会社
代表取締役社長　多木隆元
問合せ先：総務人事部　079－437－6002
証券コード：4025
http://www.takichem.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめその他のステークホルダーの負託にお応えすることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性かつ公正な執行を重視し、監査・監督体制の強化、コンプライアンス体制・内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,161,124 | 4.91 |
| 株式会社三井住友銀行 | 849,000 | 3.59 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 838,000 | 3.54 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 743,160 | 3.14 |
| 株式会社中国銀行 | 716,000 | 3.03 |
| 有限会社フォレスト企画 | 669,000 | 2.83 |
| 株式会社百十四銀行 | 594,000 | 2.51 |
| 日本マタイ株式会社 | 558,000 | 2.36 |
| 三菱商事株式会社 | 526,406 | 2.23 |
| 株式会社イトーヨーカ堂 | 500,000 | 2.11 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 12 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 河野　裕史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 河野　裕史 | ○ | 同氏はイズミヤ株式会社の出身者でありますが、当社は同社との間に特別な利害関係はありません。 | 他社での豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。なお、同氏は独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておりません。以上のとおり、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 5 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より監査方針及び監査計画について説明を受け、四半期毎のレビュー並びに監査報告書の提出を受けております。
また監査役は、執行部門とは独立した内部統制室より内部監査方針及び内部監査計画の説明を受け、内部監査に立ち会うとともに、内部監査結果についての報告を受けております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 阪口　誠 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 岩﨑　和文 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 吉森　彰宣 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 阪口　誠 | | 同氏は株式会社山善社外監査役とモリテックスチール株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社はこれら2社との間に特別な利害関係はありません。 | 弁護士としての専門的な立場から監査にあたっていただくため、社外監査役に選任しております。なお、同氏は独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておりません。 |
| 岩﨑　和文 | | 同氏は当社の会計監査を行う新日本有限責任監査法人の出身者であります。また、同氏は株式会社増田製粉所社外監査役を兼務しておりますが、当社は同社との間に特別な利害関係はありません。 | 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を活かして監査にあたっていただくため、社外監査役に選任しております。なお、同氏は独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておりません。 |
| 吉森　彰宣 | ○ | 同氏は、当社との間に保険契約取引のある日本興亜損害保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の出身者であります。 | 他社での豊富な経営経験と、高い見識をもって、客観的立場から監査にあたっていただくため、社外監査役に選任しております。なお、同氏は独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておりません。以上のとおり、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

| その他独立役員に関する事項 |
|---|

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

固定報酬制度を採用しているため。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

| 該当項目に関する補足説明 |
|---|

有価証券報告書及び事業報告書において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書についてはEDI-NET並びに有価証券報告書記載の縦覧場所において公衆縦覧に供しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|---|

株主総会で決定する報酬限度額内で、経済情勢及び業績等を勘案して、取締役の報酬等は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。
平成20年3月27日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額280万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、案件の重要性に応じ、資料の事前配布及び事前説明を行っております。なお、社外取締役及び社外監査役からの補助の要請があれば、内部統制室及び総務人事部がサポートする体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監査、監督について

当社では、以下の統治機構によって、業務執行、監査・監督を行っております。

1)取締役会
取締役会は、社外取締役1名を含む12名の取締役からなり、法令及び定款に定められた事項並びに業務執行に関する重要な事項を報告・審議・決議するとともに、取締役の業務執行を監督いたします。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めております。

2)経営会議
経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議すべき事項、経営の基本政策及び経営方針に係る事項並びに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議は、社長、専務取締役、常務取締役及び担当役員をもって構成し、意思決定の迅速化と業務の効率化を図っております。

3)監査役会
監査役会は、社外監査役3名を含む5名の監査役からなり、原則として毎月1回開催し、重要事項についての報告、協議、決議を行っております。監査役は、取締役会のほか経営会議、グループの業務執行報告会議などの重要な会議に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べるとともに、意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人または取締役もしくは内部統制室等から報告を受け、協議のうえ監査意見を提出しております。

4)会計監査業務を執行した会計監査人の氏名等
会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、新日本有限責任監査法人が監査業務にあたっております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員　市之瀬　申
指定有限責任社員業務執行社員　堀　裕三

2. 取締役及び監査役の指名、報酬決定について

取締役及び監査役は、株主総会で選任しております。
取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、当社は監査役5名のうち3名の社外監査役による独立・公正な立場で取締役の業務執行に対する有効性及び効率性の検査を行うなど、中立性及び客観性を確保したガバナンス体制を整えております。
さらに、平成27年3月26日開催の第96回定時株主総会において社外取締役を選任し、外部の視点から経営の監視監督を行うこと及び第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主様が当社グループの事業の概況や議案の内容等を十分検討していただけるよう、招集通知の早期発送に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | いわゆる集中日を回避し、早期開催に努めております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社は、遵法意識の徹底と健全な企業風土の改革に努めるために定めた「多木化学グループ行動憲章」に基づき、株主、取引先、従業員、地域社会等の企業を取り巻く関係者に、企業情報を適時適切に開示し、広く社会に開かれた企業をめざすことを基本方針としております。 | |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページに【投資家情報】を設け、各種資料を掲載しております。<br>http://www.takichem.co.jp/ir/index.html | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR室を設置し、株主・機関投資家に対して、投資判断に必要な情報を適時、公正、公平かつ継続して提供し、IR活動の強化・推進に努めております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業活動における基本的な行動基準としてステークホルダーの尊重を規定した「多木化学グループ行動憲章」のカードを作成し、全役職員に配布しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 「環境方針」を定め、環境保全活動に努めております。（環境報告書作成）<br>CSR活動の推進を経営の基本とし、環境保全・安全・品質保証活動、社会的活動のそれぞれに取り組んでおります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び公正な業務の執行を確保するために、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本と捉えております。以下の「内部統制システム」を構築し、経営環境の変化に応じて適宜見直しを行い、実効的な内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、法令及び定款並びに取締役会規則、監査役会規則に則り、会社の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を置いております。

2）取締役会は、取締役が法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守するとともに、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、適切に内部統制システムを整備・運用しているかを監督しております。

3）取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、他の執行部門とは独立した内部統制部門を設置するとともに重要な損失の危険のある業務、部署又はシステム等については、特別な管理又は監査を行うための対策を講じております。

4）当社は、「多木化学グループ行動憲章」を制定し、遵法意識の徹底と健全な企業風土の改革に努めております。

5）当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

6）当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合、公益通報を受ける社内通報窓口を設置して、早期発見と自浄機能の強化に努めております。

7）当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを当社ホームページにも掲載しております。また、平素より警察関係機関等から情報収集に努め、事案の発生時には、警察や弁護士と緊密に連携し、適切に対処する体制を構築しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は、危機管理委員会を設置して、経営リスクの抽出・評価を行い、重大リスクの未然防止策や危機発生時の対応策等を策定し、危機管理体制を整備しております。

2）当社は、各種専門委員会又は所管部門において、業務執行部門の個別リスク及び諸施策を検討してリスク管理を行っております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社は、経営方針及び経営目標並びに経営計画を定め、予算管理制度のもとITを活用した情報システムにより、それらの進捗を管理しております。

2）当社は、取締役、監査役、業務執行部門長及び子会社社長が出席する業務執行報告会議を原則月2回開催し、予算管理と業務執行が効率的に行われていることを確認しております。

3）当社は、組織規程、職務権限規程及び事務掌程等により、業務執行に関する責任と権限を明確にし、適正かつ効率的な事業運営を行っております。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団の運営に関する規程を定めるとともに、業務執行報告会議で企業集団の経営戦略の共有化に努めております。

2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として危機管理委員会を設置し、危機管理の推進にかかわる課題・対応策を審議しております。

3）子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、子会社の適切かつ効率的な経営に資するため、子会社管理の基本方針を策定しております。

・当社は、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させております。

4）子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、当社の子会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入するように求めるとともに、コンプライアンスの状況を調査・監督し、必要あるときは改善させております。

5）その他子会社における業務の適正を確保するための体制
・当社の監査役及び内部統制部門は、子会社の監査役等と緊密な連携を保ち、子会社も含めた内部監査の方針及び内部監査計画を策定し、

内部監査を実施しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から補助すべき使用人の要請がある場合には、他の執行部門とは独立した内部統制部門が補助することにしております。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮・命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

9. 当社及び当社の子会社から成る企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

1）当社の取締役及び使用人は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行うこととしております。

2）当社及び当社の子会社から成る企業集団の取締役は、内部統制部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について報告を行うことにしております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社から成る企業集団の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社から成る企業集団の役員及び使用人に周知徹底しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理しております。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとしております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社は、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、監査が実効的に行われることを確保しております。

2）取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換しております。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、取締役会において決議した「財務報告に係る内部統制基本方針」に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況　2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制　7）」に記載のとおりです。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

1. 適時開示の担当部署

当社の適時開示の担当部署は、総務人事部です。
総務人事部統括マネージャーは会社情報の管理責任者として、開示情報を一元管理し、適時開示を行います。

2. 会社情報の適時開示に係る社内手続き

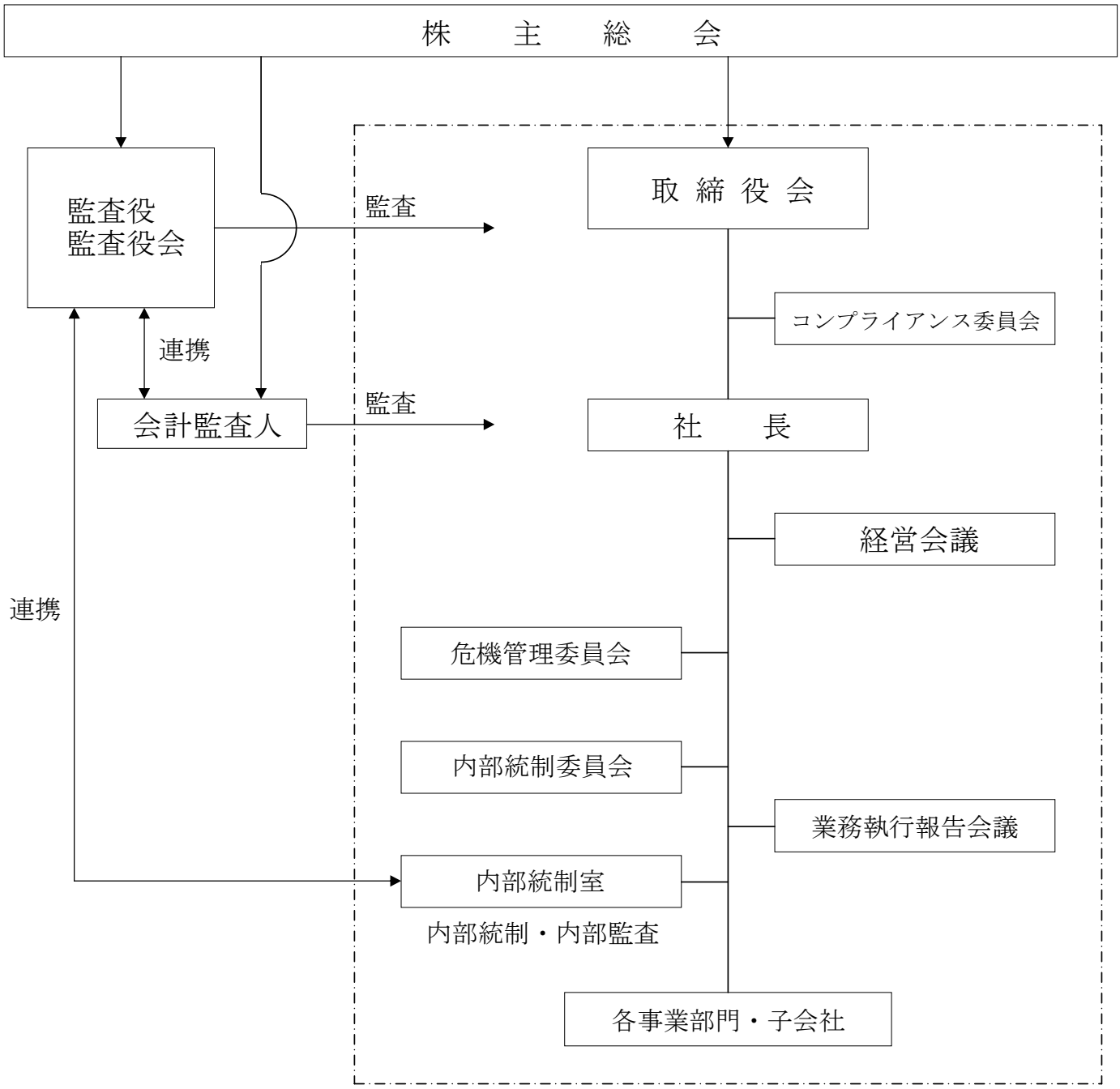
1）当社及び当社の子会社において重要事項等が発生した場合には、各部門及び子会社の責任者から総務人事部統括マネージャーに直ちに報告が行われます。

2）報告を受けた総務人事部統括マネージャーは、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に則り、情報開示の要否判断を行うとともに、情報開示が行われるまでは、社内規程「インサイダー取引防止規程」に倣り、厳格な情報管理も行います。

3）総務人事部統括マネージャーは、適時開示が必要と判断した場合、決定事実、決算情報については取締役会の承認の後、発生事実については代表取締役社長に報告した後、それぞれ遅滞なく適時開示を行います。また、開示した情報は当社ホームページにも掲載します。

## 【参考資料：模式図】

＜当社のコーポレートガバナンス体制＞



## 【参考資料：模式図】

＜当社の重要情報（決定事項・決算情報・発生事実）の適時開示に係る社内体制＞

